

香芝市監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年3月27日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

福祉部（生活支援課）

第4 監査の実施期間

令和5年1月26日から令和5年2月24日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 生活保護法による医療扶助運営要領第二の2(3)にある嘱託医について、当該要領の規定により、香芝市福祉事務所においても嘱託医1名が委嘱されていた。

当嘱託医は特別職非常勤職員には該当させずに、私人への委託として業務が委任されていたが、委嘱の事務手続きにおいて、嘱託医としての詳細な業務内容や報酬額などについての書面による契約等は交わされていなかった。

嘱託医の業務が適正に執行されない場合は、業務が滞ることにもなりうることから、嘱託医の委嘱の事務手続きにおいては、書面により契約を締結する、又は必要に応じて特別職非常勤職員として任用することも検討されたい。